

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.70

南アフリカ

- 新設の大容量記憶装置へのファイル移転に伴う企業・知的財産委員会のファイル/現状情報
の利用制限
- 企業・知的財産委員会 実体調査および実体審査 体験学習
- SSE 実施の準備－特許審査官の育成
- ニース分類－第 11 版

エジプト

- エジプト特許庁（紙媒体のシステムからオンライン出願へのシステム変更に伴う移行期間）

ジンバブエ

- ジンバブエ登録局のシステム復旧

ケニア

- 2021 年（改正）著作権法案

ガーナ

- ストライキの勃発

アルジェリア

- 付加価値税法の施行（2022 年 1 月 1 日）

ナイジェリア

- オンラインプラットフォーム

モーリシャス

- 2022 年産業財産規則の公布と 2019 年産業財産法の発効（2022 年 1 月 31 日）
および公定料金の値上げ

OAPI

- OAPI 長官が LinkedIn を通じて登録証の再発行に関するビデオメッセージを発表

南アフリカ

- **新設の大容量記憶装置へのファイル移転に伴う企業・知的財産委員会のファイル/現状情報の利用制限**

企業・知的財産委員会（Companies and Intellectual Property Commission；CIPC）が発行した通達¹によれば、企業、非公開会社、商標、意匠、著作権、協同組合に関するファイル 720 万個を新設の大容量記憶装置に移転する引き継ぎプロジェクトは、2021 年 11 月 26 日をもって完了したようだ。新たなサービスプロバイダーがファイルを自らの記録に取め、ラベル付けし、記録や検索を目的としたシステム上でのファイルの捕捉を可能にするまでの 3~4 か月間は、公式ファイルの利用は不可能になるだろうと CIPC は告知している。移転されるファイルが大量であるため、CIPC は、2022 年 3 月末（すなわち会計年度末）まではファイルの検索に遅延が生じるだろうと伝えている。720 万個のファイルすべてを完全に捕捉する作業は、2022 年 3 月末日に完了するものと予想されている。

上述の事情に照らして、CIPC は、「紙媒体情報開示」（Paper Based Disclosures）の請求は CIPC のウェブサイト上の「問い合わせポータル」（enquiries portal）を通じて提出して欲しいと要請している（提出に際しては、「企業および非公開会社紙媒体情報開示」（Companies and Close Corporation Paper Based Disclosures）へのアクセス権を示すチケットを添えること）。E-mail を介しての質問は認められない。1 個のチケットによって提出できる請求は請求人 1 人あたり 1 件のみであり、CIPC のシステム上での重複を防ぐため、再提出は認められない。また、CIPC は実務家がファイルを閲覧することも認めていない（この点は今後の通知により変更される可能性がある）。

今回のファイル移転は出願処理の進捗に当局の予想を超える遅延を生じさせており、多くの場合、弁護士たちはファイルの検索と処理が可能になるまで何か月も待たされている。

上記の通達（2021 年第 62 号）は CIPC のウェブサイトからダウンロード可能である。以下のリンクをクリックされたい：[CIPC :: Notices](#).

¹ 企業・知的財産委員会が発行した通達（2021 年第 62 号）。



・ **企業・知的財産委員会、実体調査および実体審査、体験学習²**

2018年5月23日、南アフリカの内閣は、中期的な知財政策となる「知財ポリシー」(Intellectual Property (IP) Policy)³を承認した。この政策が希求する目標は、南ア政府が設定した他の国家的優先課題を意識した国内的な知財制度を提供するとともに、知財問題に対して政府の各部門と他の国家機関による協調的なアプローチを提供することである。

「知財ポリシー」は、南アフリカの知財状況の構造改革と法制改革の実現に向けて、段階的なアプローチを採用している。「知財ポリシー」によって導入された重要な政策手段の一つが、南アフリカの特許出願に関する「実体調査および実体審査」(Substantive Search and Examination; 通称 SSE)であり、これらの調査・審査は CIPC を通じて実施される。

この SSE 制度の下で、CIPC は特許出願を審査し、それら出願が特に以下の要件を満たしているか否かを判断することになる。

- 新規性
- 進歩性
- 産業上の利用性
- 明確性
- 開示の充分性等

・ **SSE 実施の準備 – 特許審査官の育成⁴**

2016年、CIPC は 20 名の特許審査官を採用した。これらの審査官は特許出願に関わる実体調査および実体審査の訓練を受けることになり、手始めにいくつかの国内機関および国際機関が提供する研修プログラムに2年間、参加することとなった。



SSE Experiential
Learning_04 January 2

² 2022年1月4日付で CIPC が発表した公式リリース。



ippolicy2018-phasei.
pdf

³ https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/201808/ippolicy2018-phasei.pdf



SSE Experiential
Learning_04 January 2

⁴ 2022年1月4日付で CIPC が発表した公式リリース。

CIPC は、世界各地に所在する数多くの知財当局（オーストラリア、中国、インド、日本、ロシア、英国、欧州（EPO）、米国など）に依頼し、自国の審査官教育に対する支援を求めた。特許サーチャーも、当初の 2 年間は特許審判部（PEB）やウィットウォーターズランド大学を通じて、世界知的所有権機関（WIPO）や南アフリカ知的財産研究所（SAIPL）が提供した研修を受講している。CIPC は、自らが採用した 20 人の特許審査官の中から、現段階で SSE プロジェクトに参加する候補者を 16 人選定して再教育した。

実体調査および実体審査について前記の候補者を教育するため、2017 年には CIPC と EPO の間で「高度化協力協定」（Reinforced Cooperation Agreement）が締結されている⁵。

CIPC の審査官を対象とした研修の効果や持続可能性を保証するため、この研修プログラムは、EPO および国際社会のベストプラクティスに基づき、特に CIPC の特許審査官のために構想された研修カリキュラムと枠組みを用いて、組織的な方法で提供された。

EPO はさらに、特許サーチャーの育成にあたる指導者/教師として経験豊富な審査官を任命している。特許審査の具体的な分野に基づいて受講者を教育し、質の高い作業成果を保証するためである。SSE の実施には能力強化が要求されることを認識した CIPC は、新たに 29 名のインターン（現在は 28 名）を採用した。これらインターンたちは、同じく EPO が提供した特許審査に関する 2 年間の実践的研修プログラムに参加している。

上記の候補者たちは、以下の 3 分野に特化したグループに分類される。

- エンジニアリング
- 化学
- バイオテクノロジー/製薬

実体調査・実体審査に関する研修は、第一出願庁でも第二出願庁でも実施されている。後者の研修は、EPO の作業成果物の再利用を主眼としている。実体調査・実体審査に関する公式の研修は 2021 年 6 月をもって完結した。

次の段階の研修は 2022 年 3 月に開始されることになっており、非公式な試行期間を通じた体験学習的な要素が盛り込まれることになっている。前記の非公式な施行期間は、現時点では 2023 年 6 月前後までと予定されており、この期間中に特許出願の実体調査および実体審査が実地に行われ、審査官が作成した作業成果物が特許弁護士に提出され、その特許弁護士が審査官の所見を検討して応答することになる。体験学習による SSE の実践や、そこから生まれた成果物は法的拘束力を持たない。それに、新たな「南アフリカ特許法」が施行される時期についても、正規の実体調査および実体審査が公式に開始される時期についても、それがいつ頃になるかを示す兆候は、目下のところ全く見受けられない。

⁵ プレスリリース：[EPO - EPO launches first-ever reinforced co-operation programme with South Africa](#)

つまり、CIPC が体験学習的な試行期間に提出した調査報告書および/または審査報告書は法的拘束力を持たないため、出願人は、これらの報告書に回答するか否かを任意に選択することができる。

非公式の試行期間は、審査官が過去に受けた教育の成果をテストするためのものであり、審査官たちの技能や能力を向上させ、彼らが特許審査官としての役割を適正に遂行するために必要な経験を提供するという点で、極めて重要な役割を果たすものである。

• ニース分類 – 第11版

「商品および役務のニース国際分類」の第 11 版（2022 年バージョン）は、2022 年 1 月 1 日以降、すべての商標の明細書に適用されている。

前バージョンからの変更に関する情報は WIPO の公式ウェブサイトから入手することができる⁶。

エジプト

• エジプト特許庁（紙媒体のシステムからオンライン出願へのシステム変更に伴う移行期間）

2022 年 1 月 23 日付の「決議」（2022 年第 16 号）によれば、エジプト科学研究技術アカデミー（Academy of Scientific Research and Technology）の総裁は、2022 年 1 月 1 日から 2022 年 2 月 28 日の期間に、エジプトの特許事案すべてにつきオンライン出願に対応する準備をすることを代理人に義務づけた。

上記決議の通知によれば、代理人は 2022 年 2 月 28 日までに特許事案すべてを新たなオンラインシステムにアップロードすることを要求されており、オンライン出願システムの利用は 2022 年 3 月 1 日から義務づけられる⁷。

新システムは多くのサービスを提供するが、特に重要なものとして以下のようなサービスが挙げられる。

- 電子文書による願書の提出。
- インターネット経由の電子的手段によりフォローアップを行うため、過去に当局に提出された請求を電子システムに移行させる。

⁶ www.wipo.int



Resolution No. (16)
of 2022.docx

⁷ 決議（2022 年第(16)号）

- 出願のフォローアップ。
- 出願の補正および当局の査定に対する応答の提出。
- 所有権の移転または権利者情報の更新。
- 不服申立。
- 電子的手段による出願書類または特許の真正な写しの請求および入手。
- 宛先を特定しない証明書 (To Whom It May Concern Certificate) の請求。
- Visa またはマスターカードの決済カードによる料金支払。
- 審査官との面会の要請。
- 翻訳、チェック、調査に関するサービスの要請。
- 電子的手段による特許証の取得。

新システムの利用に当たって「原本」として特許庁に提出すべき一定の文書がある。すなわち以下に掲げる文書である。

第一類：パリ条約に定める国内要件

- 委任状原本（法に定める提出期限に従う）
- 優先権書類原本（法に定める提出期限に従う）
- 商業登記原本（法に定める提出期限に従う）
- 譲渡証書原本（法に定める提出期限に従う）
- 研究委託契約書原本（そのような契約書がある場合）（法に定める提出期限に従う）
- 雇用証明書原本

第二類：PCT条約に基づく出願

- 委任状原本（法に定める提出期限に従う）
- 譲渡証書原本（報告書の提出者が出願人以外の企業である場合）
- 商業登記原本（報告書の提出者が出願人以外の企業である場合）

第三類：所有権移転請求の場合（提出期限の制限なし）

- 委任状原本
- 商業登記原本
- 譲渡証書原本

第四類：権利者情報更新の場合：（出願人の社名の変更）

- 委任状原本（提出期限の制限なし）
- 変更を証明する更新証明書または商業登記の原本（提出期限の制限なし）

第五類：代理人の名称変更の場合：（提出期限の制限なし）

- 新たな代理人の委任状原本

重要な注意事項：

- 要求される文書が適正に提出されている限りにおいて、オンライン出願の出願書類の提出日は、それら書類が修正された日付ではなく当初に提出された日付と見なされる。
- 出願書類の提出期限が公休日にあたる場合、特許庁の次の開庁日まで期限が延長される。

ジンバブエ

● ジンバブエ登録局のシステム復旧

2021年10月に「産業財産自動化システム」(Industrial Property Automated System；通称IPAS)が故障により機能を停止し、その結果として登録局に記録されている情報すべてに壊滅的な波及効果が及ぶこととなった。IPASシステムは現在では交換され、正常な機能を取り戻している。とはいえ、特にバックログの処理に関しては遅滞が予想される。実務家らは登録局が通常業務を再開するのを待ちわびている⁸。

ケニア

● 2021年(改正)著作権法案⁹

この著作権法案の目的は著作権法(以下「旧法」という)を改正することであり、リングバックチューンに由来する収益をアーティスト/著作権者と通信事業者の間で分配する際に適用される分配方式に関する規定を導入することが改正の眼目となっている(訳注:「リングバックチューン」とは、特定の相手から携帯電話に電話があった際に、受け手が電話に応答するまでの待ち時間に相手方に聞こえる通常の呼出音の代わりに、特定の楽曲や音声を設定できるサービス。日本では「メロディコール」、「待ちうた」等のサービス名で呼ばれる)。同法案には以下のような規定が盛り込まれている。

- ・ 収益のうちアーティストの取り分は全体の半分以上の52%となる。
- ・ テイクダウン通知とその要件に関する規定は廃止される。
- ・ インターネットサービス・プロバイダーの役割に関する規定。
- ・ 差止命令を求める申立に関する規定。

⁸ 通達(2022年第1号)



The

⁹ 2021年(改正)著作権法案 Copyright_Amendmen

同法案は、インターネットサービス・プロバイダーの役割に伴う不明瞭性を排除しようとしている。この点は明言されているが、同法案が排除を意図している不明瞭性がどのようなものかは、同法案の中に明記されていない。

旧法の改正により第 30C 条が導入される。同条は、リングバックチェーンに関して、リングバックチェーンの販売により得られた純収益は、複数の当事者間で以下のように分配されると規定している。

- ・ 割増料金と引き換えにサービスを提供するプロバイダーに 7%
- ・ 電気通信事業者に 16%
- ・ アーティストまたは著作権者に 52%

旧法の改正点はまだある。第 34A 条、34B 条および 34C 条が新たに挿入されたことである。これらの規定は、国家権利登録サイト (National Rights Registry)、当該サイトの機能および著作物の登録に用いられるオンラインポータルの開発と保守について、詳細な事項を定めている。このオンラインポータルが「国家権利登録サイト」と呼ばれることになる。

「国家権利登録サイト」への著作物の登録は任意であり、所定の料金を支払えば誰でも「国家権利登録サイト」を通じて著作物にアクセスすることができる。その利用については、当然ながらケニア著作権委員会が定める条件が適用される。

さらに、旧法の以下の規定は廃止される。

旧法第 35B 条 – この規定は、インターネットサービス・プロバイダー (ISP) がアクセスを提供しているコンテンツによって自らの権利を侵害された者が使用できる手続 (テイクダウン通知による手続) の詳細を定めたものである。

旧法第 35C 条 – この規定は ISP の役割を扱っている。同条によれば、テイクダウン通知の対象となる権利の所有者である著作権者の申立に基づき裁判所命令が発行された場合、ISP は、調査機関への情報 (特に、コンテストによる権利侵害への関与が疑われるサービス利用者の身元情報) の提供を求められることがある。ISP は、自らのサービス部門の条件に従い、テイクダウン通知の受領を代行する代理人または電子メールの宛先その他の宛先の指定を求められることがある。

旧法第 35D 条 – この規定は、自らの著作権がケニア内外に所在する者によって侵害されているか侵害される恐れがあると信ずべき正当な理由を有する者は、暫定的救済の適用を高等裁判所に申し立てることができる」と規定している。

上記の規定の廃止により、侵害コンテンツに関して同法が ISP に課す負荷は軽減される可能性が高いと思われる。

ガーナ

- **ストライキの勃発**

ガーナでは、登録長官部（Registrar General's Department）および産業財庁（Industrial Property Office）の職員が 2022 年 1 月 20 日から無期限の同盟罷業行為（ストライキ）に突入した。

上記の機関は現在閉鎖されており、追って通知があるまで、これらの当局で行われる手続はすべて停止されることになる。

このストライキのせいで、あらゆる文書の提出が不可能になっており、係属中の事案に関してフォローアップを行うこともできない状態である。

今回のストライキによって、係属中の事案の処理に遅延が生じることは避けられない。

アルジェリア

- **付加価値税法の施行（2022 年 1 月 1 日）**

新たな金融法¹⁰に従い、2022 年 1 月 1 日以降 19%の付加価値税が専門家報酬に加算される。

したがって、2022 年 1 月 1 日以降、アルジェリアで新たに出願されるすべての知財案件および現在係属中で前記の日付以降に完了する案件については、新法および同法施行規則に従って付加価値税が適用されることになる。

公定料金は付加価値税の対象外となる。

ナイジェリア

- **オンラインプラットフォーム**

ナイジェリアの貿易投資大臣（ナイジェリアの知財登録機関の所管大臣）は、同省のオンラインプラットフォームを所有・運営している会社に対し契約終了の意向を示す通知書を発行した。関係当事者は現在交渉中であり、オンラインプラットフォームは現段階ではまだ完全に機能している。

¹⁰ プレスリリース：<https://taxnews.ey.com/news/2022-0151-algerias-2022-finance-act-introduces-new-tax-measures>

当事者間の交渉が現在進行中であるにも関わらず、貿易投資大臣は、この交渉は契約の終了を確認する結果に終わるという想定の下に「移行委員会」(Transition Committee)を設立した。さらに、契約が終結した時点で従来のオンラインプラットフォーム上で提供されていたサービスの続行を監督するために、今後新たな委員会が設置される予定である。

登録局は当局の現状に関してまだ公式声明を発行していないが、間もなく発行する見込みである。

今回の交渉が不調に終わり、オンラインプラットフォームの機能が停止したとしても、紙媒体による出願システムは引き続き利用可能であり、完全な機能を備えている。とはいえ、紙媒体による出願システムを利用する場合、出願の処理や公式文書の発行に遅滞が生じることが予想される。

モーリシャス

- 2022年産業財産規則の公布と2019年産業財産法の発効(2022年1月31日)および公定料金の値上げ

商標

以前に公布されていた「2019年産業財産法」(Industrial Property Act, 2019)が2022年1月31日付で正式に布告され、モーリシャス領内で効力を発生した。同法に基づき制定された「2022年産業財産規則」(Industrial Property Regulations 2022)も、同じく2022年1月31日付で発効している。

「2019年産業財産法」は、特許、意匠、実用新案、商標、地理的表示、植物品種等の知的財産関連の主題をすべて一つの法の中で規定した統合的な法律となっている。同法の施行により、以下の法律は廃止される。

- 地理的表示法 (Geographical Indications Act)
- 集積回路の回路配置に関する法律 (The Layout Designs (Topographies) of Integrated Circuits Act)
- 2002年特許・意匠・商標法 (Patents, Industrial Designs and Trademarks Act, 2002.)

新法に関して注目すべき発展は、商標に関わる以下のような変化である。

- 商標の定義の変化：新法の規定は以下のように改正されている。
 - 「(a) 視覚的に認知可能な標識または複数の標識の組合せであって、特定の事業者の商品または役務を他の事業者の商品または役務から識別することを可能にするもの；
 - (b) 以下のものは商標に含まれる。
 - (i) 証明商標および団体商標；

(ii)語、文字、数字、図形、図画、色彩の組合せ、商品またはその一部の形状；包装その他の商品の状態。

これら定義の変更により、証明商標、色彩と形状による商標が認められるようになるとともに、商品の包装が商標として明示的に認められた。

- 「産業財産規則」は、文字商標、図形商標、形状商標、位置商標、色彩商標（単色または複数の色の組合せのみから構成される商標）など、商標の種類を具体的に示している。
- 地理的表示（GI）の保護。
- マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に基づく商標出願と、マドリッド出願関連の詳細な事項（特に、職権による暫定拒絶、異議申立に基づく暫定拒絶および保護の付与）に関する規定。さらに、モーリシャスを指定国とする国際出願のモーリシャス官報上での公開に関する規定も設けられた。モーリシャスはまだマドリッド・プロトコルに加入していない。我々の理解するところではモーリシャスはプロトコル加入に向けて動いているが、加入が実現するまでにはまだ数か月かかりそうである。
- 「善意の同時使用」（Honest Concurrent User）が認められた。
- 証明商標の登録。
- 分割出願が認められた。
- 登録更新の際のグレース・ピリオドが6か月となった。
- 使用許諾契約（ライセンス契約）の登録と公開。
- 公定料金の引上げ。
- 長官の決定に対して不服がある場合、旧法の下では如何なる決定についても産業財産裁判所への上訴が可能であったが、新法の下では、産業財産裁判所の管轄権が適用されるのは以下の決定に関わる上訴であると明示的に規定されている。証明書を求める申請の拒絶、産業財産の登録に対する異議申立の却下、利害関係人による無効（特に商標や地理的表示の登録無効）の申立。ただし、不使用を理由とする登録抹消および取消を求める請求について、同規則がそれら請求を長官に提出することを認めているという点は注目される。
- 商標の絶対的拒絶理由が、第三者の権利に基づく相対的拒絶理由から分離された。
- 新法に規定された絶対的拒絶理由には以下のようなものが含まれる。商標が識別性に欠けている。商取引において商品または役務の種類、品質、数量、所期の用途、価値、原産地または商品生産/サービス提供の時期を示すために使用される標識または表示のみから商標が構成されている。現代の言語または確立された善意の商慣行において一般的な名称となっているか、特定の製品またはサービスを表す通常の（または一般に認められた）技術名または学術名となっている標識または表示のみから商標が構成されている；商品の性状の結果として生じた形状、または商品に技術的結果、機能的優位性または実質的価値を提供する形状のみから商標が構成されている。
- 相対的拒絶理由として、新法は、先行登録および周知商標に関する権利の他に「当該商標のモーリシャスでの使用が法により禁じられている」という一般的な理由を新たに導

入するとともに、商標の先使用を示す証拠が提出された場合に、先使用のみを理由とした異議申立を（当該商標の登録や係属中の登録出願がなくても）認めている。

- 商標の登録無効事由が拡充され、登録商標が「商標」の定義に反していることを理由とした無効や、相対的拒絶理由に抵触していることを理由とした無効が認められた。

特許・意匠

「2019年産業財産法」は、旧法の下では保護されなかった植物品種や実用新案の保護に関する規定を導入している。

大いに驚くべきことであるが、新法の公布から2年余りの時間が経過した今でもモーリシャスはまだハーグ協定にも特許協力条約（PCT）にも加入していないというのに、ハーグ協定を通じて登録された意匠やPCT経由の特許の保護に関する規定も新法には含まれている。

最後に、知財関連のすべての手続に適用される公定料金の引き上げも「産業財産規則」に盛り込まれている。特許権者はさぞかし安堵するだろうが、更新料の不払いを理由として登録簿から抹消された特許の回復に関する規定が、新法には設けられている。

OAPI（アフリカ知的財産機関）

- OAPI 長官が LinkedIn を通じて登録証の再発行に関するビデオメッセージを発表

OAPI は最近、LinkedIn に設けられた OAPI のページに同機関の長官を務める Denis Bohoussou 氏のビデオ 5 本をアップロードした。これらのビデオの中で、長官は報道関係者や代理人に向けて多くの主題を論じている¹¹。

最も重視すべきは、長官の停職期間中（2021年10月14日～2021年12月10日）に長官補佐が署名した登録証はすべて無効とされ、それらは非正規に発行されたという理由で再発行される、と長官が明言したことである。

登録証をいったん無効化して再発行するという決定は規則に従って行われたと長官は述べている。OAPI の規則には、「登録された権利に関係するすべての証明書には、長官の署名または長官が署名代行者として適正に任命した他の職員の署名が付される [ものとする]」という要件があるからである。長官によれば、自らの停職期間中に発行された登録証は規則に則って発行されておらず、したがって、権利者の最善の利益を考慮すれば、それらの登録証を取消/無効化した上で、長官の署名が付された登録証を再発行しなければならないという。権利者が登録証の再発行を受けていないと、同人が将来的に自らの権利を行使するに当たって権利の有効性が問

¹¹ <https://www.linkedin.com/company/oapi-linkedin/videos/>

題になった場合、証明書が適正に発行されていないせいで権利者の権利行使能力が損なわれる可能性がある、と長官は懸念している。

そのような事態に対処するため、長官の停職期間中に長官補佐が発行した登録証の原本を所持している権利者は、その登録証を OAPI に返却し、長官の署名のある新たな登録証を発行してもらわなければならない。この手続には公定料金は**一切適用されない**。

他のビデオで取り上げられている話題のうち、特筆すべきは以下のようなものである。

- 職員の一部を解雇する旨の決定。長官の釈明によれば、この決定は長官個人によって下されたものではなく、OAPI 臨時総会の期間中に管理理事会によって下されたものである。
- 組織内の緊張関係への言及と、OAPI 職員は組織の利益のために一丸となって仕事をしてほしいという長官の呼びかけ。
- 最近の危機的状況が組織の機能に及ぼした影響と、組織内部の問題によって結果的に戦略目標や運営目標の実現に遅滞が生じることに対する長官の懸念。

プレスリリース¹² は、OAPI 長官を相手取って訴訟が提起されるのではないかという疑惑を強調している。

¹² <https://ecomatin.net/campagne-contre-le-dg-loapi-veut-retablir-la-verite/>

<https://ecomatin.net/protection-de-la-propriete-intellectuelle-les-innovations-de-loapi-des-2022/>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 70

[著者]

Adams & Adams

Adams&Adams

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_jpr@jetro.go.jp

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Adams&Adams が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。